

【件名】

日本におけるオミクロン株に対する水際対策措置（自宅待機期間等の変更）

【ポイント】

● 1月29日午前0時（日本時間）以降、オミクロン株が支配的となっている国・地域（現時点では全ての国・地域）からの帰国者・入国者の自宅等での待機期間が、10日間から7日間に変更されます。

【本文】

1 日本政府は、オミクロン株が支配的となっている国・地域（現時点で全ての国・地域）からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅等での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間（以下「自宅等での待機期間」）についても10日間から7日間に変更することを発表しました。この変更に基づく措置は、1月29日（土）の午前0時（日本時間）から実施され、既に入国済みの方に対しても適用されます。なお、オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域（現時点で該当国・地域なし）については、今後、別途の指定を行い、当該国・地域からの帰国者・入国者については、入国後の自宅等での待機期間が14日間となります。

2 現在、日本入国前14日以内（入国日を含まない）にインドに滞在歴のある帰国者・入国者については、これまで実施されている全ての入国者に共通の措置に加え、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目（入国日を含まない）に改めて検査を受けていただくことになっています（インドに滞在歴のある方は、滞在していた州を問わず対象となります。）。ただし、トランジット目的で空港内にとどまっている場合はインド国内での滞在歴はないものとみなされます。

ご参考：全ての入国者に共通の措置（厚生労働省ホームページ：水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3 今後も各国における水際対策措置等が変更される可能性がありますので、在留邦人の皆様におかれましては、最新情報の入手に努めてください。

（お問合せ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス :

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関することなど

jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>